

## 龍ヶ崎市最低制限価格制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10第2項（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する最低制限価格の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (適用)

第2条 この要綱は、発注予定金額が200万円を超え3,000万円未満の建設工事（龍ヶ崎市建設工事総合評価落札方式要領（平成21年龍ヶ崎市告示第9号。）を適用する建設工事を除く。）に係る入札に適用するものとする。ただし、最低制限価格を設けることが適切でないとして市長が認める建設工事は、この限りでない。

### (最低制限価格)

第3条 最低制限価格は、次の各号に掲げる工事種類ごとに定める割合を予定価格の算出の基礎となった額における諸費目の額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を合算して得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「入札書比較価格」という。）に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、入札書比較価格が、予定価格に110分の100を乗じて得た額（以下「税抜予定価格」という。）に10分の9.2を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「上限額」という。）を超える場合にあっては上限額を、税抜予定価格に10分の7.5を乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「下限額」という。）に満たない場合にあっては下限額を、それぞれ入札書比較価格とするものとする。

(1) 建築工事（電気設備工事、機械設備工事及び外構工事を含む。以下同じ。）

ア 直接工事費（材料費及び機器費を含む。以下同じ。）に10分の9を乗じて得た額 10分の9.7

イ 共通仮設費の額 10分の9

- ウ 現場管理費に直接工事費の10分の1を加えた額 10分の9
- エ 一般管理費等（契約保証費を含む。以下同じ。）の額 10分の6.8

(2) 昇降機設備工事（その他の製造部門を持つ専門工事業者を対象とした建設工事を含む。以下同じ。）

- ア 直接工事費に10分の8を乗じて得た額 10分の9.7
- イ 共通仮設費の額 10分の9
- ウ 現場管理費に直接工事費の10分の2を加えた額 10分の9
- エ 一般管理費等の額 10分の6.8

(3) 建築工事及び昇降機設備工事以外の建設工事

- ア 直接工事費の額 10分の9.7
- イ 共通仮設費の額 10分の9
- ウ 現場管理費の額 10分の9
- エ 一般管理費等の額 10分の6.8

2 前項に掲げる算定方法によることが困難なものにあつては、10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で適宜の割合を税抜予定価格に乗じて得た額（その額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を入札書比較価格とするものとする。

（予定価格書への記載）

第4条 市長は、前条の規定により最低制限価格及び入札書比較価格を算定したときは、龍ヶ崎市契約規則（平成4年龍ヶ崎市規則第6号。以下「規則」という。）第8条第1項に規定する予定価格書に、当該最低制限価格及び入札書比較価格を記載するものとする。

（入札参加者への周知）

第5条 市長は、最低制限価格を設けた入札を行う場合は、一般競争入札にあつては規則第9条第2項の規定により入札公告に、指名競争入札にあつては指名通知書にその旨を記載して入札参加者に周知するものとする。

（落札者の決定）

第6条 市長は、最低制限価格を下回る価格により入札をした者があつた場合は、当該入札をした者を失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の

価格をもって入札をしたものを落札者と決定するものとする。

2 前項の規定により落札者となるべき者が2者以上あるときは、令第167条の9の規定によりくじによって落札者を1者決定するものとする。

(入札結果の公表)

第7条 市長は、最低制限価格を設けた入札を行った場合であって、落札者が決定したときは、規則第9条第3項及び市長が別に定める龍ヶ崎市公共事業の入札及び契約の過程並びに契約の内容及び契約の結果に係る情報の公表に関する実施要綱に基づき、当該入札に係る最低制限価格及び入札結果を公表するものとする。

(ランク指定一般競争入札方式の場合)

第8条 龍ヶ崎市ランク指定一般競争入札実施要綱(令和4年龍ヶ崎市告示第171号)に規定するランク指定一般競争入札に係るこの要綱の規定の適用は、第6条中「落札者」とあるのは、「落札候補者」と読み替えるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、龍ヶ崎市契約事務等に関する規程(平成6年龍ヶ崎市告示第7号)第4条第1項に規定する龍ヶ崎市契約審査会の審査を経て市長が別に定める。

付 則(令和8年3月3日)

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日以後の入札公告又は指名業者の指名を行う建設工事から適用する。